



2024（令和6）年分

年末調整について

国税庁のパンフレット「令和6年分 年末調整のしかた」を元で作成

年末調整とは？

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所得税等の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、**それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。**この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

勤務先で年末調整により税額の精算が済む場合は、自分で確定申告などの手続を行う必要がないので、年末調整は非常に大切な手続といえます。



年末調整の対象となる人は？

年末調整は、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人の全員について行いますが、例外的に年末調整の対象とならない人もいます。年末調整の対象となる人とならない人の例を以下の表で確認できます。

年末調整の対象となる人（例） 次のいずれかに該当する人

1. 1年を通じて勤務している人
2. 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人
3. 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
4. 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - 死亡により退職した人
 - 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人

年末調整の対象とならない人（例） 次のいずれかに該当する人

1. 「年末調整の対象となる人」に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が200万円を超える人
2. 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人
3. 年の途中で退職した人で、「年末調整の対象となる人」の（4）に該当しない人
4. 非居住者
5. 継続して同一の雇用主に雇用されない、いわゆる日雇労働者など

注意：年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになります。

年末調整はいつ行われるか？

年末調整は、本年最後に給与の支払をする時に行うことになっているので、概ね11月頃からスタートし、通常は12月に行われます。まだ年末調整をしていない方は使用者に確認してください。



年末調整をするには、何が必要か？

年末調整に当たって、給与支払者へ申告書などに基づいて、基礎控除や扶養控除、ひとり親控除、生命保険料控除など、各種の控除額を確定しなければなりません。各種申告書の多言語版は国税庁のホームページで確認できます。



各種申告書（扶養控除等申告書など）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/gaikokugo.htm>

言語：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、ウクライナ語



非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/02.htm>

言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、ウクライナ語



定額減税のための申告書

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/sinkokushorei_gaikokugo.htm

言語：英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、ウクライナ語



日本における給与に係る源泉徴収制度の概要

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/gaikokugo/07.htm>

言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語



租税条約について

出身国と日本との間で租税条約が締結されている場合、「租税条約に関する届出」を提出することで所得税等が免除されることがあります。所得税等が免除されている場合は、年末調整をする必要はありません。

なお、届出しなかったために、所得税等が源泉徴収された場合には、「租税条約に関する届出」と「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（様式11）」を給与支払者を經由して税務署に提出することにより、所得税等の還付を受けることができます。

